

## 制 限 職 種 基 準

京滋地区学生アルバイト・下宿対策協議会

学生アルバイトは、できるだけ学業に支障をきたさないよう、そしてまた、アルバイトの体験を通じて人間形成に役立つことが望まれている。よって大学におけるアルバイトの斡旋は、教育的な配慮がなされなければならない。これまで各大学でなんらかの制限を設けていると思われるが、今後、各大学の特質及び学生の専攻により条件の異なる場合もあるが、教育機関としての学生アルバイト斡旋についての制限職種を整理統一し、学生アルバイト斡旋の基準とするものである。

	具 体 例	理 由 及 び 参 考 事 項
危険を伴うもの	プレス、ボール盤、旋盤、裁断機など自動機械の操作 高電圧、高圧ガス等危険物の取扱い(助手も含む) 自動車、単車の運転、自転車による重量物(30kg以上)の配達  線路内や交通頻繁な路上での作業(測量、白線引き、交通整理) 土木・水道工事等の現場作業 建築中の現場作業、建物崩壊、残材片付け作業、 2階以上での高所での屋外作業(硝子ふき、器具取付等) 警備員 その他労働安全衛生法に定める制限職種	*危険事故が伴う。 *免許を必要とし、高度の危険がある。 *最近の厳しい交通状況から危険度も高く、また事故を起こした場合の経済的・精神的負担が重すぎ刑事責任まで負うことになる。  *落下物・転落等の危険度が大きい。(内装工事は除く) *会場整理、誘導、受付は除く。
人害体なにも有の	農薬、薬剤など有害な薬物の扱い(メッキ作業、白蟻駆除等) 特に高温・低温度の作業 塵埃、粉末、有害ガス、騒音等の著しい中での作業	*健康上、人体に有害と考えられる。
法す令るにも違の反	労働争議に介入するおそれのあるもの  営利職業斡旋業者への仲介斡旋  マルチ・ネズミ講商法に関するもの	*職業安定法20条参照  *職業安定法の趣旨(雇用関係の成立斡旋)に反する。 *無限連鎖講の防止に関する法律参照
教育上好ましくないもの	街頭でのチラシ配り、ポスター貼り  不特定多数を対象とした街頭や訪問による調査  訪問販売、勧誘、専門におこなう集会 競馬、競輪場等ギャンブル場内の現場作業 パー、キャバレー、マージャン、パチンコなど風俗営業の現場作業、長期継続の深夜作業 選挙の応援に関する一切の業務  スパイ行為に類する調査	*内容的に問題があったり、無許可の場合が多い。 *相手側の上承が得られない場合が多く、トラブルの因となることが多い。  * 大学としては特定の政党や候補者を応援することは望ましくない。
望ましくない求人	人命にかかわることが予想される業務 労働条件が不明確なもの  人員の限定を条件とするもの  医院の受付業務以外の行為  学生を紹介しても採否の連絡が無かったり、正当な理由なく採用されないことがしばしば繰り返されるもの 各大学の判断により好ましくないもの	*無資格の水泳指導員、監視員、ベビーシッター、介護等 *賃金、労働時間、就労場所、労働内容、賃金支払方法等に関することが明示されていないもの。 *例えば10人中1人でも欠けると他の9人を不採用とするようなもの。 *薬剤の調合等学生アルバイト業務の範囲を超えるケースがあるので、注意を要する。

※特に、労働条件や職種内容について疑問がある場合は、\*現場を調査する、\*求人受付の際、求人者の責任者に来校いただき確認する。\*紹介の際、学生にもよく注意・指導することなどが必要である。